



登場
ページ

今週の専門用語

08

ページ

特別縁故者

相続人がいない場合に、特別に被相続人の財産を承継することができる者のこと。具体的には、①被相続人と生計を同じくしていた者、②被相続人と特別密接な関係にあった者、③被相続人の療養看護に努めた者（介護士等、職業として看護した者を除く）のほか、地方公共団体、宗教法人、学校法人、公益法人など、被相続人が深く関わった法人も特別縁故者として認められる場合がある。特別縁故者が相続財産を受け取るには、家庭裁判所への申立てが必要になる。

10

ページ

指定管理者制度

公の施設の管理権限を、民間企業や団体を指定して委託する制度。委託を受けた指定管理者は公の施設の使用許可を行うことができるとされ、自治体は、設置者としての責任を果たす立場から指定管理者を監督する。そのため、私法上の契約によって外部委託するいわゆる業務委託や、条例を根拠として管理が委託される従来の管理委託制度とは異なり、利用者が支払う料金を自らの収入として収受することや、地方公共団体の承認を得て自ら料金を設定することなどが可能となっている。

12

ページ

電子決済手段

実務対応報告第45号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」では、「現金に類似する性格と要求払預金に類似する性格を有する資産」だが、「現金又は預金そのものではない」とされている。このため、財務諸表等規則15条1項に定める「現金及び預金」の範囲には含まれず、電子決済手段は、財務諸表等規則17条1項12号に規定する「その他」に区分される。なお、重要性が認められる場合には、当該資産を示す名称を付した科目をもって掲記する。

From
編集室

◆PBRを上げるために自社株買いを行う日本の上場企業が相次いでいるが、これは米国企業も同様だ。こうしたなか米国政府は、自社株買いを行った場合、買付け金額に対し一定の付加税を課すというインフレーション抑制法（IRA）を2022年に成立させ、2023年1月1日以降に行われた自社株買いから適用している。◆日本でも政府内でIRAへの関心が高まっており、“日本版IRA”の導入の是非を検討すべく、米国のIRAについて調査する動きがある。日本でIRAの導入が実現するかは未知数だが、政府がPBR引上げのための自社株買いに否定的な考えを持っているのは間違いない。企業は成長投資に邁進すべきだろう。（Q）

週刊T&Amaster 第1016号

2024年2月26日発行（毎週月曜発行）

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 0120-089-339（通話料無料）

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp